

休日の部活動の地域移行に向けた取組方針【概要】

背景と方向性について【第1章、第2章】

- ▶ 少子化や学校の働き方改革が進む中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- ▶ 学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組む。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図る。

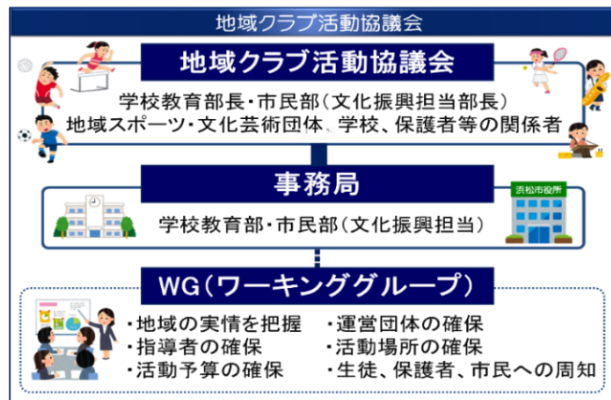
市の検討経緯について【第1章】

- ▶ 有識者や保護者・学校運営協議会・学校・中学校体育連盟・中学校文化連盟・（公財）浜松市スポーツ協会・（公財）浜松市文化振興財団・学校教育部・市民部（文化振興担当）の代表で構成される浜松市地域部活動検討委員会を令和3年7月に設置し、本市における休日の部活動の地域移行について、国が示すガイドラインを踏まえ、検討を進めてきた。

市の方策について【第3章】

実施体制

- ▶ **地域クラブ活動協議会**を令和5年度に設置し、持続可能で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する具体的な方策を、**取組方針**に基づき、検討する。

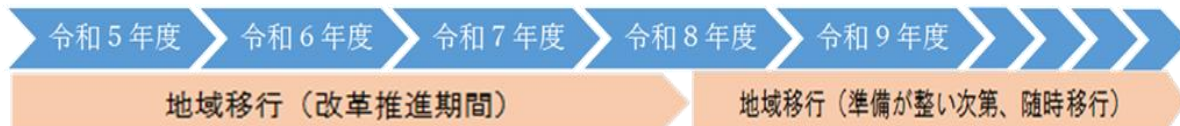


活動

- ▶ **運営団体・実施主体**
 - ・中学校地域クラブ、浜松市スポーツ協会に加盟する各競技団体、NPO法人、民間事業者などが考えられる。
 - ・生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術等に親しむ多様な活動を支援する。
- ▶ **指導者**
 - ・運営団体・実施主体に属する構成員の他、スポーツ指導者、保護者、地域のスポーツ・文化芸術活動の経験者、部活動指導の経験者などが考えられる。
 - ・質の保障という観点から、それを補完する研修等の実施について検討する。
 - ・公立学校の教師等については、教育委員会の兼職兼業の許可を得る必要がある。
- ▶ **活動場所**
 - ・小中学校をベース拠点として位置付け、公共施設や民間施設等も活用する。
- ▶ **大会**
 - ・学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。
- ▶ **費用**
 - ・地域クラブ活動に参加する際には、受益者負担として、所属するスポーツ団体や文化芸術団体等に会費を支払うこととなる。
 - ・経済的に困窮する家庭の生徒の参加費用の支援等の取組を進める。
- ▶ **保険**
 - ・災害共済給付制度の対象外であるため、生徒や指導者はスポーツ保険等に加入する必要がある。
- ▶ **学校との連携**
 - ・地域クラブ活動と学校部活動との間で共通理解を図るとともに、関係者が生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、生徒の望ましい成長を保障する。

段階的推進

- ▶ 令和8年度9月を目標に地域クラブ活動への移行が進められるように、令和5年度から令和8年度8月までを**改革推進期間**とする。地域の実情等に応じてできるところから地域移行を進めていく。
- ※ **改革推進期間**では、児童生徒や保護者、教職員、関係団体等への実態調査を行い、その結果を基に、取組方針に示された市の方策を具体化する。



- ※ 令和8年度8月まで休日の部活動は現行どおり継続し、令和8年度9月以降、休日の部活動を地域クラブ活動に随時移行していく。

